「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案に対する意見 及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和5年 11 月 16 日(木)~同年 12 月 15 日(金) 案件番号:145210199

意見提出者 2件(事業者等:1件、個人:1件)

修正の 意見 考え方 有無

- 意見1 「利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気 通信事業者の事業運営に支障を与えること」が「電気通信事業法上問題となる行為」として同法第29条第1項第12号に基づく業 務改善命令の対象となることが明確化されたものと理解。
- 本案による「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定 | 今回の改定は、業務改善命令の対象となる行 により、「利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利 用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の 事業運営に支障を与えること」が「電気通信事業法上問題となる行為」とし て同法第29条第1項第12号に基づく業務改善命令の対象となることが 明確化されると理解しております。

現状、一部の事業者において、MNPを利用して転入する者に対する過度 な利益提供や、販売代理店に対するMNP転入獲得数を重視した評価指標の 設定が行われており、これにより当社ではサービスの利用を伴わない短期で の解約が多発し、回線契約の申込受付の際に生じる費用等のコストが増加し ております。こうした利益提供は「利用者に対して、専らMNPを行うこと を目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することによ り、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること」に抵触し、また評 価指標の設定はこれを助長するものと認識しておりますので、本案による同 指針の改定後もなお状況の改善が確認されない場合には、このような行為を 行っている事業者に対し速やかに業務改善命令等の措置が講じられるもの と認識しております。

為を明確化するものであり、具体的には、「利用 者に対して、専らMNPを行うことを目的とし たサービス利用意思を伴わない乗換え行為を 示唆することにより、他の電気通信事業者の事 業運営に支障を与えること」を行うことによ り、「電気通信の健全な発達又は国民の利便の 確保に支障が生ずるおそれがある」と認めると きは、業務改善命令が発動されるとしておりま す。

なお、どのような場合に、「利用者に対して、 専らMNPを行うことを目的としたサービス 利用意思を伴わない乗換え行為を示唆するこ とにより、他の電気通信事業者の事業運営に支 障を与えること」に該当するか、業務改善命令 を発動するかは、個別具体的な事例に即して判 断すべきものであります。

【事業者】

• その他

| 意見 | 考え方 | 修正の 有無 |
|--|--|-----------|
| 意見2 電気通信事業分野は、安全保障の観点から公共サービスとすべき。 | | |
| ○ 電気通信事業分野は、安全保障の観点から公共サービスとするべきと考えます。 すなわち、民間の競争を促進する方向ではなく、国家による運営に方向性を切り替えるべきです。 昨今、政府保有のNTT株を売却する話題が出ましたが、これは外国勢力による日本国内の重要インフラの侵略を許すものになります。 この事例からも、電気通信事業は公共サービスとして安全保障と一体として進めるべきと考えます。 【個人】 | 〇 電気通信事業分野においては、事業者による 公正な競争の促進等によって低廉で多種多様 なサービスの実現を図ることが適当であると 考えております。 | 無 |